

会計情報

Vol. 600

2026.8

Accounting, Tax & Consulting

改正企業会計基準第10号「金融商品に関する
会計基準」等の解説（金融資産の消滅の範囲）

サステナビリティ開示実務対応基準第1号「温対法におけるSHK制度の定める方法により
測定し報告する温室効果ガス排出を用いて「気候基準」の定めに従う場合の開示」の概要

国の会計と関連制度（23回目）～
国の会計検査制度の概要～



Contents

	ページ	
	2	改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」等の解説(金融資産の消滅の範囲) 公認会計士 嵯峨野 晴美
会計・監査	5	サステナビリティ開示実務対応基準第1号「温対法におけるSHK制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて『気候基準』の定めに従う場合の開示」の概要 公認会計士 吉村 航平
	9	ASBJ: 改正企業会計基準第27号「法人税等に関する会計基準」等の公表 『会計情報』編集部
IFRS	10	iGAAP in Focus財務報告 IASB、IFRS第20号「規制資産及び規制負債」を公表 トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス
パブリック	15	国の会計と関連制度(23回目) ～国の会計検査制度の概要～ 公認会計士 長村 彌角
会計基準等開発動向	28	会計基準等開発動向 『会計情報』編集部

改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」等の解説（金融資産の消滅の範囲）

公認会計士 さがの はるみ 嵯峨野 晴美

1. はじめに

企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）は、2026年6月2日に以下の会計基準および移管指針を公表した¹。

- ・改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「改正金融商品会計基準」という。）
- ・改正移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「改正金融商品実務指針」という。「改正金融商品会計基準」と合わせて「改正金融商品会計基準等」という。）
- ・改正企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」（以下「改正連結会計基準」という。）

本稿では、これらの会計基準および移管指針について解説する。

2. 公表の経緯・目的

改正前の企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）では、金融資産の譲渡において、譲受人が一定の要件を充たす特別目的会社である場合、当該特別目的会社が発行する「証券」の保有者を当該金融資産の譲受人とみなして第9項(2)の金融資産の消滅の認識要件を適用するとされていた。一方で、特別目的会社に対して貸付けが行われる事例があることを踏まえて、「証券」の範囲を明確化することにつき2024年11月に開催された第52回企業会計基準諮問会議で議論がなされ、2024年12月に開催された第537回企業会計基準委員会において譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化について検討することが企業会計基準諮問会議より提言された。これを受けてASBJで審議が進められた結果、2026年2月27日に以下の公開草案が公表された。その後、ASBJに寄せられたコメントを踏まえて検討が行われ、公開草案の内容を一部修正した上で今回の公表に至ったものである。

- ・企業会計基準公開草案第97号（企業会計基準第10号の改正案）「金融商品に関する会計基準（案）」
- ・移管指針公開草案第20号（移管指針第9号の改正案）「金融商品会計に関する実務指針（案）」
- ・企業会計基準公開草案第98号（企業会計基準第22号の改正案）「連結財務諸表に関する会計基準（案）」

3. 改正金融商品会計基準等の概要

(1) 金融資産の消滅の認識要件

特別目的会社に対する融資者の取扱い

金融商品会計基準第9項(2)は、「譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できること」を金融資産の消滅の認識要件の1つとして定めている。改正前の金融商品会計基準では、金融資産の譲受人が一定の要件を充たす特別目的会社である場合には、当該特別目的会社が発行する「証券」の保有者を当該金融資産の譲受人とみなして第9項(2)の金融資産の消滅の認識要件を適用するとされていた。しかしながら、「証券」の保有者の範囲に特別目的会社に対して貸付けを行っている融資者が含まれるかどうか不明確であり、証券の保有者だけでなく特別目的会社に対する融資者も譲渡された金融資産から生じる収益を享受している場合に、譲渡人が譲渡した金融資産の消滅の認識をどのように評価するのかが不明確であった。

この点、金融商品会計基準第9項(2)の要件の趣旨は、投下したキャッシュ・フローの対価として譲渡された金融資産から生じるキャッシュ・フローを譲受人が実質的に受け取ることができるかどうかにより評価することを求めるものであり、譲受人が一定の要件を充たした特別目的会社の場合には、金融資産を直接的に譲り受けた特別目的会社ではなく、特別目的会社が発行する証券の保有者の観点から、譲渡された金融資産から生じるキャッシュ・フローを実質的に受け取ることができるかどうかの評価を求めるものであったと考えられる。

金融商品会計基準第9項(2)の要件の趣旨を踏まえると、譲渡された金融資産から生じるキャッシュ・フロー

¹ リンク先のASBJのホームページを参照のこと。
(https://www.asbj.jp/jp/accounting_standards/y2026/2026-0602.html)

を実質的に受け取ることができるかどうかという観点からの評価においては、特別目的会社が発行する証券を保有している投資者と特別目的会社に対して貸付けを行っている融資者とは異なる取扱いを設ける特段の理由はないと考えられるため、改正金融商品会計基準において、図表1及び図表2の通り、特別目的会社に対する融資者を特別目的会社に対する投資者と同様に取り扱うこととされた（改正金融商品会計基準（注4））。

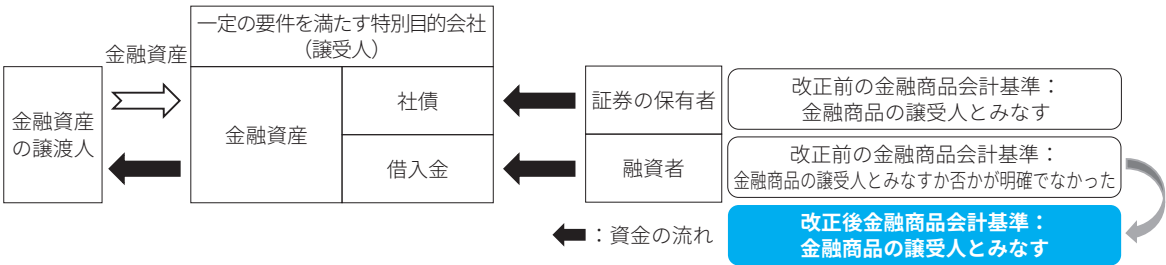
図表1及び図表2の通り、特別目的会社に対する融資者を特別目的会社に対する投資者と同様に取り扱うこととされた（改正金融商品会計基準（注4））。

【図表1 金融商品会計基準（注4）に係る改正点】

改正後	改正前
（注4）譲受人が特別目的会社の場合について 金融資産の譲受人が次の要件を満たす会社、信託又は組合等の特別目的会社の場合には、当該特別目的会社に対する投資者又は融資者（以下「特別目的会社に対する投資者等」という。）を当該金融資産の譲受人とみなして第9項（2）の要件を適用する。	（注4）譲受人が特別目的会社の場合について 金融資産の譲受人が次の要件を満たす会社、信託又は組合等の特別目的会社の場合には、当該特別目的会社が発行する証券の保有者を当該金融資産の譲受人とみなして第9項（2）の要件を適用する。

（出典：ASBJより公表されている【参考】企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（2019年7月）からの改正点）

【図表2 譲受人が特別目的会社である金融資産の譲渡のイメージ図】



なお、改正金融商品会計基準（注4）の適用において、「事業目的を遂行する上でキャッシュ・フローを調整するための借入れ（例えば、証券を売却するまでの借入れ、又は特別目的会社に対する投資者等への配当、利払い及び償還等のための借入れ）を行う場合」（改正金融商品実務指針第35項④）における特別目的会社に対する融資者は一時的な資金提供を行う者であることから、特別目的会社に対する投資者等には該当しないと考えられる旨が、改正金融商品会計基準の結論の背景に記載されている（改正金融商品会計基準第58-3項）。このような一時的な資金提供を行う者は、譲渡された金融資産から生じるキャッシュ・フローを実質的に受け取ることを目적으로して融資を行っているものではないと考えられるため、特別目的会社に対する投資者等には該当しないと考えられるとされたが、「一時的な資金提供」かどうかに関しては、形式的な期間の長さだけで判断するのではなく、基準の趣旨に照らして、個々の取引の実態に応じて「一時的な資金提供」かどうかを実質的に判断することになる（企業会計基準公開草案第97号「金融商品に関する会計基準（案）」等に対するコメント2）。

金融商品実務指針第40項の取扱い

譲渡人が特別目的会社の発行する証券等を保有することになる場合、当該保有部分の譲渡はなかったものとする移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」（「金融商品実務指針」という。「金融商品会計基準」と合わせて「金融商品会計基準等」という。）第40項の取

扱いにおいても、譲渡人が、譲渡された金融資産から生じるキャッシュ・フローを実質的に受け取ることになる部分については、譲渡はなかったものとする趣旨であると考えられるため、特別目的会社に対する融資者を特別目的会社に対する証券の保有者と同様に取り扱うことが明示された。

（2）改正金融商品会計基準等の適用時期及び経過措置

① 適用時期

特別目的会社を譲受人とする金融資産の譲渡を行う企業は、通常、会計上の取扱いを十分に検討した上でスキームを構築していると考えられること、金融商品会計基準等の改正は、検討を進めている金融資産の譲渡の会計処理に影響を与える可能性があり一定の準備期間が必要と考えられることを踏まえ、改正金融商品会計基準等は、2027年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首以後実施される金融資産の譲渡から適用することとされている（改正金融商品会計基準第41項（7）、改正金融商品実務指針第195-21項）。

早期適用については、できる限り速やかに適用可能とすることに対するニーズが存在することを考慮し、2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首以後実施される金融資産の譲渡から適用することとされている（改正金融商品会計基準第41項（8）、改正金融商品実務指針第195-21項）。

② 経過措置

特別目的会社を譲受人とする金融資産の譲渡を行う企業は、会計上の取扱いを十分に検討した上で、金融資産の譲渡に係るスキームを構築し実行していると考えられることから、スキーム実行時に想定していなかった会計処理となるように遡って見直すことは、原則として求めるべきでないとし、改正金融商品会計基準等の適用前に実施された金融資産の譲渡について、会計処理の見直し及び遡及的な処理は行わないこととされている（改正金融商品会計基準第44-3項、改正金融商品実務指針第196-2項）。

4. 企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」の改正

（1）改正連結会計基準の概要

特別目的会社が当該特別目的会社に資産を譲渡した企業の子会社に該当するかどうかの評価においても、特別目的会社の発行する証券を保有している投資者と特別目的会社に対して貸付けを行っている融資者とで異なる取扱いを設ける特段の理由はないと考え、改正連結会計基準第7-2項において、特別目的会社が発行する証券の所

有者に、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）（以下「資産流動化法」という。）第2条第12項に規定する特定借入れに係る債権者が含まれる旨が追加された（改正連結会計基準第7-2項、第49-8項）。ここで、改正前の第7-2項では、資産流動化法第2条第3項に関連付けて特別目的会社に資産を譲渡した企業の子会社に該当するかどうかに関する定めが設けられていたため、改正連結会計基準では、資産流動化法及び関連する他の法令で用いられている表現と整合させた表現が用いられている。

（2）改正連結会計基準の適用時期

改正連結会計基準は、改正金融商品会計基準の改正を踏まえて審議したものであるため、改正金融商品会計基準の適用時期と整合的に、2027年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から将来にわたって適用することとしつつ、2026年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から将来にわたって適用できるとされている（連結会計基準第44-7項）。

以 上

サステナビリティ開示実務対応基準第1号「温対法におけるSHK制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて『気候基準』の定めに従う場合の開示」の概要

公認会計士 吉村 航平 よしむら こうへい

サステナビリティ基準委員会（以下「SSBJ」という）は、2026年6月11日に、サステナビリティ開示実務対応基準第1号「温対法におけるSHK制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて『気候基準』の定めに従う場合の開示」（以下「実務対応基準第1号」という）を公表した¹。この実務対応基準第1号は、SSBJが2026年1月に公表した公開草案（以下「公開草案」という）に寄せられた意見に基づいて再審議を実施し、公開草案における提案を修正する形で公表したものである。

本解説記事では、実務対応基準第1号の概要について、公開草案からの変更点も踏まえて解説する。なお、併記している項番号については、特段の記載がない限り、実務対応基準第1号における項番号を指す。

1. 実務対応基準第1号の開発の経緯

SSBJが公表したサステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」（以下「気候基準」という）は、温室効果ガス排出について、原則として「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）」（以下「GHGプロトコル（2004年）」という）に従って測定しなければならないとしているが、法域の当局又は企業が上場する取引所が、温室効果ガス排出を測定するうえで異なる方法を用いることを企業の全部又は一部に対して要求している場合、企業のその部分について、当該方法を用いることができるとしている（気候基準第49項ただし書き）。気候基準BC125項は、気候基準第49項ただし書きにある「法域の当局又は企業が上場する取引所が、温室効果ガス排出を測定するうえで異なる方法を用いることを要求している場合」に該当すると考えられる例として、「地球温暖化対策の推進に関する法

律」（以下「温対法」という）における「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」（以下「SHK制度」という）に基づく温室効果ガス排出量の報告が該当すると考えられる、と説明している。

2025年3月の気候基準の公表後、その適用を準備している関係者から、気候基準第49項ただし書きの取扱いを選択し、温対法におけるSHK制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて気候基準の定めに従った開示を行う場合に、以下の3点について見解が分かれているとの情報がSSBJに寄せられた。

- 温室効果ガス排出の開示にあたり、基礎排出量と調整後排出量のいずれを基礎とするのか。
- 温対法におけるSHK制度に基づく間接排出に係る活動量に、環境大臣及び経済産業大臣が公表する平均的な排出係数を乗じる方法により測定したロケーション基準によるスコープ2温室効果ガス排出に相当するものは、気候基準第49項ただし書きに定めるGHGプロトコル（2004年）とは異なる方法を用いることを要求している場合に該当するか。
- 温対法におけるSHK制度に基づく間接排出について、気候基準第54項ただし書きに従い、マーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出に含めて開示する場合、ロケーション基準によるスコープ2温室効果ガス排出についても、同じ活動量を用いて算定し開示する必要はあるか。

こうした点についての見解が分かれていることにより、企業の実務における対応に多様性が生じ、気候基準の趣旨や企業間の比較可能性が損なわれる可能性があるとの懸念がSSBJに寄せられた。また、温対法におけるSHK制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いた場合は気候基準の定めに従った開示を行うことができないとの解釈があり、その解釈によった場合には企業において実務負担が生じる可能性があるとの情報がSSBJに寄せられた。

¹ https://www.ssbj-jp.jp/ssbj_standards/2026-0611.html

こうした状況を踏まえ、SSBJは上記の3点について明確化を図ることとし、実務対応基準第1号を公表した。

2. 実務対応基準第1号の適用範囲

実務対応基準第1号は、温対法におけるSHK制度の対象となっている企業が、気候基準第49項ただし書きの取扱いを選択し、温対法におけるSHK制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて、気候基準の定めに従った開示を行う場合に適用される（第2項）。

なお、温対法におけるSHK制度の対象となっている企業が、気候基準第49項本文に基づき、GHGプロトコル（2004年）に従って温室効果ガス排出を測定するに

あたり、温対法におけるSHK制度の定める方法により測定した温室効果ガス排出を基礎として調整計算を行う場合、実務対応基準第1号は適用されない（第3項）。

3. 温対法におけるSHK制度の定める方法による温室効果ガス排出の測定

気候基準第49項ただし書きの取扱いを選択し、温対法におけるSHK制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて測定を行う場合、以下の温室効果ガス排出を、スコープ1温室効果ガス排出及びスコープ2温室効果ガス排出のそれぞれに含めて開示することが要求されている（第7項）。

スコープ1温室効果ガス排出		温対法におけるSHK制度に基づく直接排出 ²
スコープ2温室効果ガス排出	マーケット基準	温対法におけるSHK制度に基づく間接排出 ³
	ロケーション基準	温対法におけるSHK制度に基づく間接排出に係る活動量に、環境大臣及び経済産業大臣が公表する平均的な排出係数を乗じる方法により算定した温室効果ガス排出量

なお、これらの温室効果ガス排出については、いずれも追加の調整を行わない。ただし、後述(2)に記載のとおり、温対法におけるSHK制度の算定期間とサステナビリティ関連財務開示の報告期間の相違についてのみ、期間調整を行う（第9項）。

(1) スコープ1温室効果ガス排出及びスコープ2温室効果ガス排出のいずれか又は両方への適用

気候基準第49項ただし書きの取扱いは、企業に選択を認めるものであると考えられることから、実務対応基準第1号における定めは、スコープ1温室効果ガス排出とスコープ2温室効果ガス排出のいずれか又は両方に適用することができることを明確化した。ただし、開示される情報が不明瞭にならないよう、スコープ1温室効果ガス排出又はスコープ2温室効果ガス排出のいずれに適用しているかを開示することが要求されている（第8項）。

(2) 温対法におけるSHK制度の定める温室効果ガス排出量の算定期間とサステナビリティ関連財務開示の報告期間との間の調整

温対法におけるSHK制度では、温室効果ガスの種類によって、温室効果ガス排出量の算定期間が以下のように定められている（「温室効果ガス算定排出量等の報告

等に関する命令」第3条）。

- 二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）：4月1日から翌年3月31日まで
- ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、三フッ化窒素（NF₃）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）：1月1日から12月31日まで

3月決算企業の場合、サステナビリティ関連財務開示の報告期間は4月1日から翌年3月31日までであるため、例えばハイドロフルオロカーボン類（HFCs）については、温対法におけるSHK制度の定める温室効果ガス排出量の算定期間とサステナビリティ関連財務開示の報告期間が異なることとなる。

このような場合、温室効果ガス排出の測定にあたっては、温対法におけるSHK制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出について、サステナビリティ関連財務開示の報告期間に合わせるよう調整することが要求されている（第9項）。

(3) 温対法におけるSHK制度の定める方法とGHGプロトコル（2004年）との差異の取扱い

温対法におけるSHK制度の温室効果ガス排出測定の基本構造は、対象とする温室効果ガスの種類や対象とする温室効果ガス排出量の測定範囲等の観点から、GHGプロトコル（2004年）と類似していると考えられるが、

2 基礎排出量のうち、「他人から供給された電気及び熱の使用に伴うエネルギー起源CO₂」以外の温室効果ガス排出量をいう（第4項(3)）。

3 基礎排出量のうち、「他人から供給された電気及び熱の使用に伴うエネルギー起源CO₂」の温室効果ガス排出量をいう（第4項(4)）。

その間には測定範囲や測定方法等について差異が存在する。例えば、温対法におけるSHK制度に関する環境省のウェブサイトに掲載されているQ&A⁴では、主に工場・事業所等の敷地外で使用している営業車や公用車は、温対法におけるSHK制度のもとでは温室効果ガス排出の算定対象外である旨が説明されている。

こうした差異を追加調整すべきかどうかについて、気候基準第49項ただし書きの取扱い、法域の当局又は企業が上場する取引所が要求する方法とGHGプロトコル（2004年）に定める測定方法との間で差異が存在することを前提にしていること、また、測定範囲や測定方法の差異については、温対法におけるSHK制度の設計において重要性の判断がなされ、取り入れられなかったものと考えられることから、期間調整以外の追加の調整は不要とされている。

(4) 温対法におけるSHK制度に基づく「基礎排出量」と「調整後排出量」

温対法におけるSHK制度においては、基礎排出量と調整後排出量の報告が要求されている。気候基準は、気候基準第49項ただし書きの取扱いを選択し、温対法におけるSHK制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いる場合に、基礎排出量と調整後排出量のいずれを基礎として用いるのかを明らかにしていない。

このうち、調整後排出量については、GHGプロトコル（2004年）のスコープ2温室効果ガス排出の測定では考慮されないオフセット項目が含まれていること等を踏まえ、調整後排出量よりも基礎排出量の方がGHGプロトコル（2004年）の測定方法との親和性がより高く、比較可能性を確保する観点からはGHGプロトコル（2004年）により近いものが望ましいと考えられたことから、実務対応基準第1号においては、温室効果ガス排出の開示にあたり、基礎排出量を基礎として用いることとした。

(5) スコープ2温室効果ガス排出の開示に関する、気候基準第53項及び第54項の定めとの関係

気候基準第53項においては、ロケーション基準によるスコープ2温室効果ガス排出の開示が要求されている。また、気候基準第54項においては、主要な利用者の理解に情報をもたらすために必要な契約証書に関する情報がある場合には、当該契約証書に関する情報又はマーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出量のいずれかを開示することが要求されている。

この点、実務対応基準第1号では、温対法におけるSHK制度に基づく間接排出について、マーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出に含めて開示することなく、実務対応基準第1号第7項(2)②に従い測定した

ロケーション基準によるスコープ2温室効果ガス排出（温対法におけるSHK制度に基づく間接排出に係る活動量に、環境大臣及び経済産業大臣が公表する平均的な排出係数を乗じる方法により算定した温室効果ガス排出量）のみを開示することは認めないとされている（BC31項）。

したがって、気候基準第49項ただし書き及び実務対応基準第1号に基づき温室効果ガス排出に関する開示を行う場合、ロケーション基準によるスコープ2温室効果ガス排出とマーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出の両方を開示することとなる。

(6) 温対法におけるSHK制度以外の制度における、実務対応基準第1号の適用の可否

実務対応基準第1号の開発にあたり、SSBJは、温対法におけるSHK制度以外の温室効果ガス排出報告制度についての検討は行っていない。企業が気候基準第49項ただし書きの取扱いを選択し、温対法におけるSHK制度以外の制度の定める方法を用いて気候基準に従った開示を行う場合は、個別に判断する必要があると考えられる。

企業が気候基準第49項ただし書きの取扱いを選択し、法域の当局又は企業が上場する取引所が要求する方法を用いて温室効果ガス排出に関する開示を行う場合、一般的には、当該方法が気候基準が定める温室効果ガス排出に関する開示のうち、どの部分に相当する開示を要求しているのかについて、法域の当局又は企業が上場する取引所が要求する方法ごとに判断することが必要になると考えられる。

しかしながら、実務対応基準第1号は、温対法におけるSHK制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて気候基準の定めに従う場合についての判断を示している。これにより、SSBJ基準を適用する企業の便宜を考慮し、企業が個別に判断することなく、わが国の温室効果ガス排出の測定実務において広く浸透している既存の温室効果ガス排出の報告に関する制度を最大限活用できるように、当該判断を示すことで企業の利便性を高めることを意図したものである。

4. 適用時期

実務対応基準第1号は、2027年3月31日以後終了する年次報告期間（2027年3月期）に係る気候関連開示から適用され、早期適用も可能である（第11項）。

なお、実務対応基準第1号はSSBJ基準を構成するものであるため、SSBJ基準への準拠表明を行う際には適用される。一方、金融商品取引法に基づき有価証券報告書等においてサステナビリティ情報を開示する場合において、執筆日現在、金融庁長官が告示指定するサステナビリティ開示基準を改正する件についてのパブリックコメ

⁴ <https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/qa.html>

ントが実施されており⁵、2026年6月11日までにSSBJから公表されたサステナビリティ開示基準に改正することにより、実務対応基準第1号がサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準を構成することになると予想される。

以 上

⁵ <https://www.fsa.go.jp/news/r7/shouken/20260624/20260624.html>

ASBJ：改正企業会計基準第27号「法人税等に関する会計基準」等の公表

『会計情報』編集部

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2026年7月7日に改正企業会計基準第27号「法人税等に関する会計基準」等を公表した。

改正前の企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下、企業会計基準第27号のことを「法人税等会計基準」という。また、以下、2026年改正前の法人税等会計基準のことを「2026年改正前基準」という。）は、具体的な税金を挙げて、当該税金について規定する税法を参照することにより適用対象となる税金を特定して会計処理及び開示について定めていたことから、個別の税金の創設を受けて都度改正が行われてきた。この点、2024年年次改善プロジェクトの審議の過程において、その適用対象となる税金に関して、原則的な定めを置き具体的な税金を特定しない方法に見直すことを検討してはどうかとの意見が聞かれた。これを受けて、ASBJは、2024年11月の公開草案「2024年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正（案）」の公表時に、法人税等会計基準の適用対象となる税金を特定する方法を見直すことについて、市場関係者からコメントを募集したところ、見直しを概ね支持するコメントが寄せられた。

また、ASBJは、防衛特別法人税が2026年4月1日以後に開始する事業年度から課されることとされていたことを受けて、2025年2月に補足文書「2025年3月期決算における令和7年度税制改正において創設される予定の防衛特別法人税の税効果会計の取扱いについて」（以下「防衛特別法人税補足文書」という。）を公表した。防衛特別法人税補足文書では、令和7年度税制改正に係る「所得税法等の一部を改正する法律」の成立後、防衛特別法人税の創設に対応した会計基準等の改正を行う予定であるとしていた。防衛特別法人税のような新たな税金の創設に対応した会計基準等の改正を行う場合、2026年改正前基準の適用対象となる税金の定め方に従えば、法人税等会計基準に個別の定めを追加することとなり、現行の税制改正のスケジュールに鑑みると、税制改正から適用までの短期間で会計基準

等の改正を行う必要があると考えられる。

この点につき、ASBJは、法人税等会計基準等の適用対象となる税金を定める方法の見直しを行うことを新規テーマとすることについて、企業会計基準諮問会議に対して検討を要請した。これを受けて、2025年3月に開催された第543回企業会計基準委員会において、企業会計基準諮問会議より、「法人税等会計基準等の見直し」について検討することがASBJに提言された。ASBJは、2025年5月より、法人税等会計基準の適用対象となる税金に関する原則的な定めを置くことに関して審議を開始し、検討が重ねられた。

今般、2026年6月29日開催の第580回企業会計基準委員会において、以下の企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の公表が承認され、2026年7月7日に公表されている。なお、審議の内容に鑑み、企業会計基準第27号の名称が「法人税等に関する会計基準」と改称されている。

- 改正企業会計基準第27号「法人税等に関する会計基準」
- 改正企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」
- 改正実務対応報告第42号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」
- 改正移管指針第6号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」
- 企業会計基準第43号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（その3）」
- 企業会計基準第44号「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正（その4）」

詳細については、ASBJのウェブページ（[改正企業会計基準第27号「法人税等に関する会計基準」等の公表 | 企業会計基準委員会](#)）を参照いただきたい。

以上

IASB、IFRS第20号「規制資産及び規制負債」を公表

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。

この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレター¹をご参照下さい。

トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス

本iGAAP in Focusでは、国際会計基準審議会（IASB）が2026年5月27日に公表したIFRS第20号「規制資産及び規制負債」について解説する。

- IASBは、規制資産及び規制負債に関する新しいIFRS会計基準（IFRS第20号）を公表した。
- IFRS第20号の目的は、規制収益及び規制費用が企業の財務業績にどのように影響を与えるのか、並びに規制資産及び規制負債が財政状態にどのように影響を与えるのかを忠実に表現する関連性がある情報を提供することである。
- IFRS第20号では、規制資産は将来の料金に一定の金額を加算する強制可能な現在の権利として定義される。同様に規制負債は、将来の料金から一定の金額を減算する強制可能な現在の義務として定義される。
- 企業は、報告期間の末日に存在するすべての規制資産及びすべての規制負債を認識することが要求される。存在の不確実性が存在する場合、規制資産又は規制負債が存在する可能性のほうが高い場合には、企業は規制資産又は規制負債を認識することが要求される。一部の規制資産及び規制負債の認識は、特定の条件を満たすことを条件としている。
- 規制資産及び規制負債を測定するために、企業はキャッシュ・フローに基づく技法を用いる。当初測定においては、企業は規制資産又は規制負債から生じるすべての将来キャッシュ・フローの見積りを含めて、規制料金算定利率を用いて割り引くことが要求される。事後測定において、企業は将来キャッシュ・フローの見積りを更新し、規制上の合意により規制料金算定利率が変更されない限り、規制料金算定利率を割引率として引き続き使

用する。

- 企業は、規制収益又は規制費用を純損益計算書に、規制資産及び規制負債を財政状態計算書に表示することが要求される。企業は、規制収益、規制費用、規制資産及び規制負債に関する追加情報を開示することが要求される。
- IFRS第20号は、2029年1月1日以後開始する事業年度に発効する。早期適用も認められる。企業は、すべての規制資産及びすべての規制負債に対して、遡及的に又は本基準で説明されている修正遡及アプローチを用いて、IFRS第20号を適用することが要求される。

背景

IFRS会計基準には、料金規制活動の会計処理を取り扱う具体的なガイダンスがないため、IASBに対して多くのガイダンスの要請がなされている。特に、規制上の合意に基づく、期間に供給された規制対象の財又はサービスに対して、企業が顧客に請求する権利を有する報酬に関して問題が生じる。その報酬が供給の期間とは異なる期間にのみ請求可能である場合、時点差異が生じ、その結果、報酬に関する情報が不完全になる。

この論点及び料金規制活動に関するその他の論点を検討するために、IASBは2012年9月に包括的なプロジェクトを開始した。

2014年、IASBは、適用範囲を限定した基準IFRS第14号「規制繰延勘定」を公表することで暫定的な解決策を提供することを決定した。この基準は、以前はIFRS会計基準を適用しておらず、従前の会計原則の下で規制繰延残高を認識していた料金規制企業を対象としていた。これは、ガイダンスの欠如が、そのような企業

¹ 英語版ニュースレターについては、IAS Plusのウェブサイト参照いただきたい。
(<https://www.iasplus.com/en/publications/global/newsletters/igaap-in-focus/2026/ifrs-20>)

に対するIFRS会計基準の採用の障害となる可能性があるという懸念に対処するためであった。

IFRS第14号の公表後、顧客が料金規制の対象となっている財又はサービスを企業から購入する以外にほとんど又は全く選択の余地がない場合の、一定の種類の料金規制について検討するディスカッション・ペーパーが公表された。

2021年にIASBは、規制資産及び負債に対する包括的な会計モデルを導入する新たな基準を提案する公開草案(ED)を公表した。

IFRS第20号はこのEDの最終版である。本基準によりIFRS第14号は廃止される。

目的及び範囲

IFRS第20号の目的は、規制収益及び規制費用が企業の財務業績にどのように影響を与えるのか、並びに規制資産及び規制負債が財政状態にどのように影響を与えるのかを忠実に表現する関連性がある情報を提供することにある。この情報は、他のIFRS会計基準で要求される情報とともに、企業の将来キャッシュ・フローに関する洞察を提供することを意図している。

IFRS第20号は、企業が規制対象の財又はサービスを供給するのと同じ期間に、当該財又はサービスの供給に対する報酬を認識するという原則に基づいている。

企業は、IFRS第17号「保険契約」の範囲に含まれる保険契約により請求される保険料が規制されている場合に発生する規制資産及び規制負債を除き、すべての規制資産及び規制負債に対してIFRS第20号を適用することが要求される。

定義

規制資産とは、すでに供給した規制対象の財又はサービスに対する合計許容報酬の一部又は全部が、IFRS第15号を適用する顧客との契約から認識される収益にまだ含まれていないために、将来の期間に顧客に請求する規制料金の決定にあたり金額を加算するという、規制上の合意によって創出された強制可能な現在の権利である。

規制負債とは、将来供給する規制対象の財又はサービスに対する合計許容報酬の一部又は全部が、IFRS第15号を適用する顧客との契約から認識される収益にすでに含まれているために、将来の期間に顧客に請求する規制料金の決定にあたり金額を減額するという、規制上の合意によって創出された強制可能な現在の義務である。

規制収益及び費用とは、規制資産又は規制負債の変動から生じる収益及び費用である。

規制上の合意とは、規制当局が規制料金（又は規制料金の範囲）をどのように決定するのかを規定する、1組の強制可能な権利及び強制可能な義務を創出する合意である。

規制料金とは、規制当局によって決定された、企業がある期間に顧客に供給した財又はサービスに対して請求する価格である。

合計許容報酬とは、規制上の合意により報告期間中に供給された規制対象の財又はサービスに対して企業に権利が与えられる報酬の金額である。当該金額は、企業が規制対象の財又はサービスを供給するのと同じ期間又は異なる期間のいずれかにおいて、規制料金を通じて請求する場合がある。

規制対象の財又はサービスとは、企業が規制上の合意を遵守して供給する財又はサービスである。

規制当局とは、規制料金（又は規制料金の範囲）を決定するために、規制上の合意を適用することを法律又は規則によって要求される機関である。

IFRS第20号は、規制資産及び規制負債並びにその結果生じる規制収益及び規制費用をどのように会計処理するかを規定している。その適用は、他のIFRS会計基準の適用によって提供される情報、主としてIFRS第15号を適用して認識された顧客との契約から生じる収益に関する情報を補足する情報をもたらすことを意図している。企業は、IFRS第20号を適用する前に、規制上の合意によって創出された権利及び義務を会計処理するために、他のIFRS会計基準を適用することが要求される。

認識及び認識の中止

企業は、個別の時点差異から生じる権利又は義務、又は同一の規制上の合意によって創出され、類似の失効パターンを有し、類似のリスクにさらされる一連の時点差異から生じる権利又は義務を、単一の会計単位として会計処理することが要求される。

企業は、報告期間の末日に存在するすべての規制資産及びすべての規制負債、並びに報告期間中に発生したすべての規制収益及びすべての規制費用を認識することが要求される。その存在について不確実性がある場合には、資産及び負債は、存在する可能性のほうが高いと判断されたときに認識される。

規制資本ベースが関連項目と直接の関係を有する場合、かつその場合にのみ、企業は、規制資本ベースの規制上の減価償却から生じる規制資産又は規制負債を認識することが要求される。関連項目とは、規制上の合意により、規制上の減価償却を通じて提供される報酬の権利又は行われる減算の義務を創出させる金額を生じさせる項目である。

見解

IASBは、企業の規制資本ベースが関連項目と直接関係している場合には、規制上の減価償却と関連項目から生じる金額との間にリンクが存在すると結論付けた。したがって、IASBは、規制上の減価償

却から生じる規制資産又は規制負債は、そのような直接的な関係が存在する場合にのみ認識することを企業に要求することを決定した。IASBの見解では、規制上の減価償却が関連項目から生じる金額をどのように補償する又は減算するかを、企業が金額及び報告期間について追跡することができる場合には、企業の規制上の自己資本ベースは関連項目と直接的な関係を有する。

算入可能費用に対する報酬は、ベンチマーク（例えば、企業のピア・グループの実際の費用）に基づくことができる。場合によっては、ベンチマークは観察可能でないインプットを用いて決定され、規制当局は企業の財務諸表の公表が承認された後にのみ報酬を決定する。このような場合、企業は、規制当局が実際のベンチマークに基づいて報酬を決定した場合にのみ、結果として生じる規制資産又は規制負債を認識することが要求される。

企業は、認識した金額の一部又は全部が規制資産又は規制負債の定義を満たさなくなった場合には、規制資産又は規制負債の一部又は全部の認識の中止を要求される。

規制資産又は規制負債の一部又は全部が上記の認識基準を満たさなくなった場合にも、企業は規制資産又は規制負債の一部又は全部の認識を中止することが要求される。このような場合、企業は、もはや認識基準を満たさなくなった規制資産又は規制負債の部分の認識を中止し、関連する規制費用又は規制収益を純損益に認識することが要求される。

見解

IASBは、証券化取引を理由とする規制資産の認識の中止に関する要求事項を設けるかどうかを検討した。しかし、IASBは、そのような要求事項は複雑であり、規制資産の証券化はほとんどの法域で一般的ではないと指摘し、これを行わないことを決定した。

測定

全体的な原則

簡素化された測定アプローチ（下記参照）を使用する場合を除き、企業は、規制資産の回収又は規制負債の履行から生じるすべての将来キャッシュ・フローの最新の見積りを含め、規制料金算定利率を用いてそれらの見積将来キャッシュ・フローを割り引くという、キャッシュ・フローに基づく測定技法を用いて規制資産及び規制負債を測定することが要求される。

見解

IASBは、IFRS第20号の測定基礎を歴史的価額の測定基礎又は現在価値の測定基礎として記述しない

ことを決定した。IASBは、いずれの記述も混乱を招く可能性があり、測定基礎の記述は測定の要求事項に実質的な影響を及ぼさないと結論付けた。

当初測定

企業は、規制上の合意の範囲に含まれる規制資産の回収又は規制負債の履行から生じるすべての見積将来キャッシュ・フローを含め、かつ、それらのキャッシュ・フローのみを含めることが要求される。当該キャッシュ・フローの内訳は、次のとおりである。

- 将来の期間に顧客に請求する規制料金を決定する際に、企業が金額を加算する強制可能な現在の権利又は金額を減額する強制可能な現在の義務を有するキャッシュ・フロー。将来の期間とは、企業が規制対象の財又はサービスを供給する強制可能な現在の権利又は強制可能な現在の義務を有する期間をいう。
- 規制契約の終了時に、企業が報酬を受け取る強制可能な現在の権利又は報酬を支払う強制可能な現在の義務を有するキャッシュ・フロー。

企業は、規制資産又は規制負債から生じる見積将来キャッシュ・フローを、当該規制資産又は規制負債に関する規制上の合意によって定められた又は黙示的な規制料金算定利率を用いて割り引くことが要求される。

場合によっては、企業は規制資産又は規制負債の認識から規制上の合意に定められた金利の適用開始日までの期間が1年以下であると予想する。このような場合には、企業は、当該期間中に規制資産又は規制負債から生じる見積将来キャッシュ・フローを割り引く必要はない。企業が当該免除を適用することを選択した場合、企業は、規制上の合意に定められた金利を適用することを開始した時点で、見積将来キャッシュ・フローを割り引くことが要求される。

定義

規制料金算定利率は、規制資産の回収までの期間の補償を提供するため、又は規制負債の履行までの期間の減算を行うために、規制上の合意によって定められた又は黙示的な金利である。

見解

EDにおいて、IASBは、企業に最低限の金利の適用を求めることを提案した。ほとんどの利害関係者はこの提案に反対した。IASBは、この提案の再審議において当該フィードバックを認め、最終的に、提案した最低限の金利の要求事項のコストが便益を上回ると結論付けた。

事後測定

規制資産又は規制負債を当初認識後に測定する際に、

企業は、各報告期間の末日において、次のことを行うことが要求される。

- 規制資産又は規制負債から生じる将来のキャッシュ・フローの金額及び時期の見積りを更新する。
- 当初認識時に決定された割引率を引き続き使用する。ただし、規制上の合意によって定められた又は黙示的な規制料金算定利率が、規制資産又は規制負債の当初認識後に変更された場合を除く。

このような規制料金算定利率の変更は、規制資産又は規制負債から生じる将来キャッシュ・フローを変化させる。したがって、規制料金算定利率が変更された場合には、企業は次のことが要求される。

- 見積将来キャッシュ・フローを更新する。
- 新しい規制料金算定利率を用いて将来キャッシュ・フローを割り引く。

新しい規制料金算定利率は、規制上の合意に定められた新しい金利又はIFRS第20号を適用して決定された新しい黙示的な規制料金算定利率である。新しい黙示的な規制料金算定利率は、新しい利率が適用される直前の規制資産又は規制負債の帳簿価額についての更新されたすべての将来キャッシュ・フローを割り引く。

見解

IASBは、規制資産に対して減損テストを要求することは、便益が限定される一方で複雑さを増すことになることと結論付けた。したがって、IASBは、別個の減損テストを要求しないこととし、規制資産をIAS第36号「資産の減損」の適用範囲から除外することとした。

簡素化された測定アプローチ

ある場合には、規制上の合意は、企業が関連する現金を支払い又は受領した時又はその後すぐのみに、顧客に請求する規制料金算定利率を決定し、算入可能費用に対する報酬を提供する、又は減額対象収益を減算する。

規制資産又は規制負債は、IFRS会計基準を適用して、企業が算入可能費用又は減額対象収益を異なる報告期間に認識した場合に発生する可能性がある。

同様に、企業がIFRS第9号を適用して財務諸表に減損損失を認識した時ではなく、規制当局が関連する現金を企業が受領する合理的な期待がないと判断した場合にのみ、規制料金算定利率を決定する際に信用損失の補償を提供するという規制上の合意によって、規制資産が発生する可能性がある。

企業は、そのような規制資産又は規制負債を次の方法により測定することが要求される。

- IFRS会計基準の適用から生じる関連する負債、関連する資産又は関連する損失引当金の帳簿価額を使用する。
- 関連する負債、関連する資産又は関連する損失引当金と規制資産又は規制負債との間の差額を反映するよう

に帳簿価額を修正する。

表示及び開示

一般的に、企業は、すべての規制収益及びすべての規制費用を収益（revenue）として分類し、すべての規制収益からすべての規制費用を控除したものを純損益計算書の科目として表示することが要求される。規制収益には規制金利収益が含まれ、規制費用には規制金利費用が含まれる。

場合によっては、企業が他のIFRS会計基準を適用して、費用又は収益の項目をその他の包括利益に含めている。このような場合には、企業は、当該費用又は収益の項目に関連する規制収益又は規制費用をその他の包括利益に含めることも要求される。企業は次のことを要求される。

- IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」に従い、その他の包括利益に含まれる規制収益及び規制費用を分類する。
- 関連費用又は関連収益とは別個に、規制収益又は規制費用を表示する。
- 企業が他のIFRS会計基準に従って関連費用又は関連収益を純損益計算書に振り替えている場合、かつその場合に限り、その他の包括利益に含まれる規制収益又は規制費用を純損益計算書に振り替える。
- 分類変更された規制収益又は規制費用を、全般的な分類原則（上記参照）に従って分類し表示する。
企業は、財政状態計算書に次のものを表示しなければならない。
- 科目として規制資産及び規制負債
- 流動及び非流動の規制資産、流動及び非流動の規制負債は、IFRS第18号に従って別個の分類として表示される。ただし、企業がすべての資産及び負債を流動性の順序で表示する場合を除く。

見解

IASBは、企業が特定の条件を満たしている場合に、表示上、別個の会計処理単位を形成する規制資産と規制負債を相殺することを認めるEDの提案を撤回することを決定した。利害関係者は、規制当局が、将来の期間の規制料金算定利率を決定する際に、一部の時点差異を相殺し、単一の調整として扱うべきであると決定する可能性があると述べた。したがって、規制当局は、将来の規制料金算定利率に含めるべき単一の調整として扱う際に、時点差異のグループを相殺することを既に決定しているため、IASBは、提案した相殺の要求事項は重複するものであると結論付けた。

IFRS第20号の開示要求の全体的な目的は、企業に次の事項に関する情報を注記で開示することを要求することである。

- 規制収益及び規制費用であって、他のIFRS会計基準で要求されている情報とともに、報告期間中に企業が供給した規制対象の財又はサービスに対する合計許容報酬、ひいては企業の財務業績及び将来のキャッシュ・フローの見通しに関する洞察を提供するもの。
- 報告期間の末日における企業の財政状態及び企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する洞察を提供する規制資産及び規制負債。
企業は、財務諸表の利用者が次の事項を理解することができる情報を開示することが要求される。
- 規制資産、規制負債、規制収益及び規制費用について財政状態計算書及び財務業績計算書で認識される金額
- 未認識の規制資産又は未認識の規制負債の内容及びそれらが認識されなかった理由。
企業は、財務諸表の利用者が企業の規制資本ベースと関連項目との関係を理解することを可能にする情報を開示することが要求される。この理解は、
- 規制上の合意の内容及び規制上の合意が企業の財政状態及び財務業績に与える影響についての洞察を提供する。
- 異なる規制上の合意の対象となる企業間の比較を可能にする。

見解

IASBは、料金規制の内容及び関連するリスクに

関する情報は財務諸表の利用者にとって有用であるが、その情報を提供するために財務諸表に依存していないことから、IFRS第14号と類似のより広範な全体的な開示目的を開発しないことを決定した。さらに、利用者が料金規制の広範な影響を評価できるようにするための目的は、財務諸表の目的を超え、IASBが意図したよりも多くの情報を開示する結果となる可能性がある。

発行日及び経過措置

企業は、2029年1月1日以後開始する事業年度にIFRS第20号を適用することが要求される。早期適用も認められる。企業がIFRS第20号を早期適用する場合には、その旨を注記で開示することが要求される。

企業は、すべての規制資産及びすべての規制負債に対して、IAS第8号「財務諸表の作成基礎」に従って遡及的に、又はIFRS第10号に説明されている修正遡及アプローチを用いて、IFRS第20号を適用することが要求される。

以 上

国の会計と関連制度（23回目） ～国の会計検査制度の概要～

公認会計士 おさむら やかく 長村 彌角

国の活動に必要な予算は、内閣により編成され国会の議決のもと成立する（日本国憲法第86条）。各府省では、その予算を年度を通じて執行し、その執行結果である決算は内閣により国会に提出される。予算がその目的に従って有効に、効果的に、効率的に執行されたかを決算を通じて検証し、検証の結果を次の予算編成などに活かすことは重要である。

しかし、国の会計経理や決算についての情報を国民が直接検査することは、情報の非対称性や権限、情報の秘匿性などからも実務的に不可能である。同様の状況は企業にもあり、例えば上場企業の決算を投資家が直接監査（検査）することは困難である。

このため上場企業では公認会計士もしくは監査法人の監査を受けることが義務化されているが、国においては、日本国憲法（以下「憲法」という）において会計検査院の検査を受けることが義務となっている。

本稿では、会計検査院とその検査の概要について確認する。

1. 憲法が定める会計検査制度

日本国憲法では、内閣が決算を国会に報告するにあたり、内閣から独立した「会計検査院」に国の収入支出の決算を毎年度検査させ、その検査報告を決算とセットで提出することを要請している（憲法第90条）。会計検査院の組織や権限に関しては、別途法律で定めることとしており、この法律が会計検査院法（以下「院法」という）である。

憲法

第90条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。
2 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

2. 会計検査院の概要

(1) 会計検査院の変遷

会計検査院は、1869年（明治2年）に太政官のうちの会計官（財務省の前身）の一部局として設けられ、1889年（明治22年）の大日本帝国憲法において憲法機関となった。憲法では、第90条において国の決算を検査する機関として定められている。

大日本帝国憲法（下線は筆者）

第72条 国家ノ歳出歳入ノ決算ハ会計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝国議会ニ提出スヘシ
2 会計検査院ノ組織及職権ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

（再掲）憲法（下線は筆者）

第90条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。
2 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

大日本帝国憲法では決算の確定権限を会計検査院が持っていたが、現行憲法ではこの権限はない。また、現行憲法では国の収入支出の決算「すべて」を「毎年」検査するとされ、例外なく毎年会計検査院の検査対象とされているが、大日本帝国憲法では「すべて」「毎年」という表現はない。

(2) 会計検査院の独立性

会計検査院は、内閣が作成した予算を検査する立場にあるため、内閣から影響を受けずに公正な検査が実施できるように、内閣に対する独立性が保持されている。

院法

第1条 会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する。

この独立性には、二重予算制度（予算：活動財源）、人事（検査官及び職員の任免）、報告（検査官会議による報告内容の決定）、規則制定権（検査内容）がある。

① 二重予算制度（予算：活動財源）

予算面では、会計検査院の予算について閣議決定する際には会計検査院長に意見を求めることとされている（財政法第17条第1項、第18条第2項）。また、予算減額する場合には、国会に提出する予算案に減額詳細を附記するとともに、国会が歳出予算額を修正する場合に必要な財源についても明記することとされており、これを二重予算制度という（同第19条）。すなわち、会計検査院の予算は、実質的に内閣によって減額することはできない。

財政法

第17条

① 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院長は、毎会計年度、その所掌に係る歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類を作製し、これを内閣における予算

の統合調整に供するため、内閣に送付しなければならない。
第18条 ① 財務大臣は、前条の見積を検討して必要な調整を行い、歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の概算を作製し、閣議の決定を経なければならない。 ② 内閣は、前項の決定をしようとするときは、国会、裁判所及び会計検査院に係る歳出の概算については、予め衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院長に対しその決定に関し意見を求めなければならない。
第19条 内閣は、国会、裁判所及び会計検査院の歳出見積を減額した場合においては、国会、裁判所又は会計検査院の送付に係る歳出見積について、その詳細を歳入歳出予算に附記するとともに、国会が、国会、裁判所又は会計検査院に係る歳出額を修正する場合における必要な財源についても明記しなければならない。

② 人事（検査官及び職員の任免）

人事面では、会計検査院の意思決定機関である検査官会議を構成する3名の検査官は内閣の任命にかかるものの、その前提として国会の同意を要することとされており（院法第4条第1項）、検査官としての地位は院法に定められた状況を除き失うことなく（院法第8条）、内閣の意思のみをもって任免は出来ない。

また、職員の任免、進退については検査官会議の合議で決し会計検査院長が行うこととされ、内閣の関与はない（院法第14条）。

③ 報告（検査官会議による報告内容の決定）

会計検査院の組織は、両議院の同意を経て内閣により任命される3人の検査官により構成される検査官会議と事務総局により構成され（院法第2条）、会計検査院の業務執行上の意思決定は、検査官会議（合議制）によりなされる。

<検査官会議での決定事項>

院法第11条
第1号 会計検査院規則の制定または改廃
第2号 憲法90条により作成する検査報告の内容
第2号の2 意見表示（院法第34条）又は処置要求（院法第36条）などの、随時の国会および内閣への報告
第3号 選択的検査対象（院法第23条）の決定
第4号 計算証明に関する事項（院法第24条）

第5号 故意または重過失により国に損害を与えた職員の処分要求
第6号 職員による現金や物品の亡失による弁償責任の有無の判定（「検定」と呼んでいる）
第7号 職員の会計経理の取扱いに関する利害関係者からの審査決定
第8号 制度または行政に関する改善を要する事項について、主務官等の責任者への意見表示または改善処置要求
第9号 国の会計経理に関する法令や現金等の出納、簿記に関する規定の制定または改廃

院法施行規則第6条
第1号 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの国会法第105条による要請による検査の実施、結果報告
第2号 国の会計事務を処理する職員に職務上の犯罪があると認めたときの、検察庁への通告
第3号 会計経理に関し法令違反または不当事項がある場合の、本属長官又は関係者に対する当該会計経理についての意見表示し又は適宜の処置要求（軽微なものを除く）
第4号 各府省庁において貸付けている国の普通財産を、公共用等に供する必要が生じ契約を解除した場合の借受人からの補償要求に関する審査
第5号 内閣が、国有財産増減及び現在額総計算書並びに国有財産無償貸付状況総計算書を国会に提出する際に添付される会計検査院による検査報告
第6号 内閣が日本放送協会の作成する財務諸表を国会に提出する際に実施する会計検査を行った旨の通知
第7号 内閣が国会に提出する国の特別会計について作成される財務書類について検査を行った旨の通知
第8号 法律に定める会計の検査を行うことの決定

④ 規則制定権（検査内容）

院法では、第38条において、政省令等に代わるものとして会計検査に関して必要な規則（会計検査院規則）を会計検査院自ら定めることができるとされており、内閣からの独立の地位（院法第1条）の保証とともに、検

査に関するルール制定においても独立性が保証されている。

院法
第38条 この法律に定めるものの外、会計検査に関し必要な規則は、会計検査院がこれを定める。

第11条 次の事項は、検査官会議でこれを決する。
一 第38条の規定による会計検査院規則の制定又は改廃

会計検査院のHP¹によれば、2026年7月現在での会計検査規則は、次の13規則である。このうち、会計検査の内容（手法や提出書類、報告など）に特に影響しているものは、会計検査院法施行規則、計算証明規則と思われる。

会計検査院法施行規則

会計検査院事務総局定員規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則

会計検査院懲戒処分要求及び検定規則

会計検査院審査規則

計算証明規則

会計検査院の情報公開に関する権限又は事務の委任に関する規則

会計検査院の保有する個人情報の保護に関する権限又は事務の委任に関する規則

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会規則

会計検査院規則の公布に関する規則

会計検査院退職手当審査会規則

会計検査院の所管に属する不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する規則

平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律の施行に伴う会計検査の実施に関し必要な事項を定める規則

(3) 会計検査院の権限

会計検査院の権限については憲法及び院法で規定されている。

① 検査の権限

院法第20条において、会計検査院は、国の機関として唯一、国のすべての収入支出の検査を行う権限を与えられている。

② 検査範囲の権限

院法第20条第1項では、国の収入支出の決算の検査のほか、法律の定める会計の検査を行う権限が規定されている。

院法

第20条

会計検査院は、日本国憲法第90条の規定により国の収入支出の決算の検査を行う外、法律に定める会計の検査を行う。

ア) 国の収入支出の決算の範囲

憲法が要請する「国の収入支出の決算」は、国の歳入歳出決算（財政法第40条第1項）及び特別会計の決算に関する財務情報（特別会計財務書類）である（特別会計に関する法律第19条第2項）。

財政法

第40条 内閣は、会計検査院の検査を経た歳入歳出決算を、翌年度開会の常会において国会に提出するのを常例とする。

特別会計に関する法律

第19条 所管大臣は、毎会計年度、その管理する特別会計について、資産及び負債の状況その他の決算に関する財務情報を開示するための書類を企業会計の慣行を参考として作成し、財務大臣に送付しなければならない。

2 内閣は、前項の書類を会計検査院の検査を経て国会に提出しなければならない。

イ) 法律に定める会計の検査の範囲

憲法が要請する「法律の定める会計」とは、院法第22条及び第23条に規定される会計である。院法第22条では毎年度必ず検査を必要とする範囲を定め、「必要的検査対象」と呼び、院法第23条では必要と認めるときに実施する範囲を定め、「選択的検査対象」と呼んでいる。

院法

第22条 会計検査院の検査を必要とするものは、左の通りである。

- 一 国の毎月の収入支出
- 二 国の所有する現金及び物品並びに国有財産の受払
- 三 国の債権の得喪又は国債その他の債務の増減
- 四 日本銀行が国のために取り扱う現金、貴金属及び有価証券の受払
- 五 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計
- 六 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計

第23条 会計検査院は、必要と認めるとき又は内閣の請求があるときは、次に掲げる会計経理の検査をすることができる。

- 一 国の所有又は保管する有価証券又は国の保管する現金及び物品
- 二 国以外のもが国のために取り扱う現金、物品又は有価証券の受払
- 三 国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計
- 四 国が資本金の一部を出資しているものの会計

¹ <https://www.jbaudit.go.jp/jbaudit/law/index.html>

- 五 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計
 六 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計
 七 国若しくは前条第五号に規定する法人（以下この号

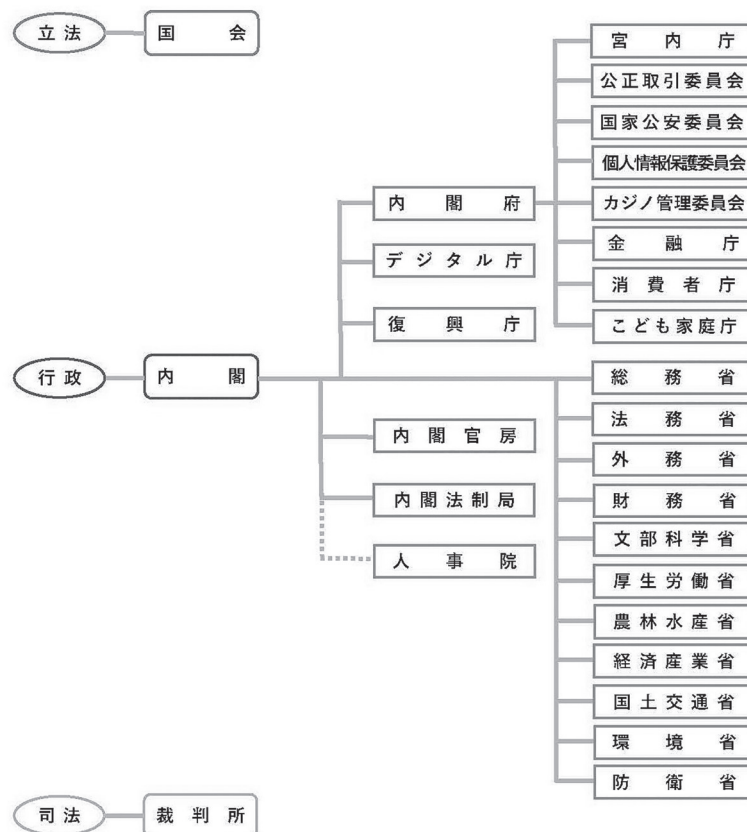
において「国等」という。）の工事その他の役務の請負人若しくは事務若しくは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計
 2 会計検査院が前項の規定により検査をするときは、これを関係者に通知するものとする。

< 必要の検査対象先（院法第22条） >

2026年1月時点での必要の検査対象（必ず検査をしなければならない範囲）は、会計検査院のHP²によると、次のとおりである。

必要の検査対象	具体的な対象先
国の毎月の収入支出	国会、裁判所、内閣、内閣府ほか（（図表1）参照）
国の所有する現金及び物品並びに国有財産の受払	
国の債権の得喪又は国債その他の債務の増減	
日本銀行が国のために取り扱う現金、貴金属及び有価証券の受払	—
国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計	政府関係機関4法人、独立行政法人等82法人、国立大学法人等85法人、その他38法人（（図表2）参照）
法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計	日本放送協会

（図表1）必要の検査対象である国の機関



（出所：会計検査院HP³を加工）

² <https://www.jbaudit.go.jp/jbaudit/target/index.html>

³ <https://www.jbaudit.go.jp/jbaudit/target/01.html>

(図表2) 必要的検査対象である国が資本金の2分の1以上を出資している法人

政府関係機関			
沖縄振興開発金融公庫	(株)日本政策金融公庫	(独)国際協力機構有償資金協力部門	(株)国際協力銀行
独立行政法人等			
国立公文書館	情報通信研究機構	酒類総合研究所	国立特別支援教育総合研究所
大学入試センター	国立青少年教育振興機構	国立女性教育会館	国立科学博物館
物質・材料研究機構	防災科学技術研究所	量子科学技術研究開発機構	国立美術館
国立文化財機構	農林水産消費安全技術センター	家畜改良センター	農業・食品産業技術総合研究機構
国際農林水産業研究センター	森林研究・整備機構	水産研究・教育機構	産業技術総合研究所
製品評価技術基盤機構	土木研究所	建築研究所	海上・港湾・航空技術研究所
海技教育機構	航空大学校	国立環境研究所	教職員支援機構
駐留軍等労働者労務管理機構	自動車技術総合機構	造幣局	国立印刷局
国民生活センター	農畜産業振興機構	農林漁業信用基金	北方領土問題対策協会
国際協力機構	国際交流基金	新エネルギー・産業技術総合開発機構	科学技術振興機構
日本学術振興会	理化学研究所	宇宙航空研究開発機構	日本スポーツ振興センター
日本芸術文化振興会	高齢・障害・求職者雇用支援機構	福祉医療機構	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
労働政策研究・研修機構	日本貿易振興機構	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	国際観光振興機構
水資源機構	自動車事故対策機構	空港周辺整備機構	情報処理推進機構
エネルギー・金属鉱物資源機構	労働者健康安全機構	国立病院機構	医薬品医療機器総合機構
環境再生保全機構	日本学生支援機構	海洋研究開発機構	国立高等専門学校機構
大学改革支援・学位授与機構	中小企業基盤整備機構	都市再生機構	奄美群島振興開発基金
医薬基盤・健康・栄養研究所	日本高速道路保有・債務返済機構	日本原子力研究開発機構	地域医療機能推進機構
年金積立金管理運用	住宅金融支援機構	郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	国立がん研究センター
国立循環器病研究センター	国立精神・神経医療研究センター	国立成育医療研究センター	国立長寿医療研究センター
勤労者退職金共済機構	日本医療研究開発機構		
国立大学法人等			
北海道大学	北海道教育大学	室蘭工業大学	北海道国立大学機構
旭川医科大学	弘前大学	岩手大学	東北大学
宮城教育大学	秋田大学	山形大学	福島大学
茨城大学	筑波大学	筑波技術大学	宇都宮大学
群馬大学	埼玉大学	千葉大学	東京大学
東京外国語大学	東京科学大学	東京学芸大学	東京農工大学
東京芸術大学	東京海洋大学	お茶の水女子大学	電気通信大学
一橋大学	横浜国立大学	新潟大学	長岡技術科学大学
上越教育大学	富山大学	金沢大学	福井大学
山梨大学	信州大学	静岡大学	浜松医科大学
東海国立大学機構	愛知教育大学	名古屋工業大学	豊橋技術科学大学
三重大学	滋賀大学	滋賀医科大学	京都大学
京都教育大学	京都工芸繊維大学	大阪大学	大阪教育大学
兵庫教育大学	神戸大学	奈良国立大学機構	和歌山大学
鳥取大学	島根大学	岡山大学	広島大学
山口大学	徳島大学	鳴門教育大学	香川大学
愛媛大学	高知大学	福岡教育大学	九州大学
九州工業大学	佐賀大学	長崎大学	熊本大学
大分大学	宮崎大学	鹿児島大学	鹿屋体育大学

琉球大学	政策研究大学院大学	総合研究大学院大学	北陸先端科学技術大学院大学
奈良先端科学技術大学院大学	大学共同利用機関法人 人間文化研究機構	大学共同利用機関法人 自然科学研究機構	大学共同利用機関法人 高エネルギー加速器研究機構
大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構			
その他			
日本私立学校振興・共済事業団	日本銀行	日本中央競馬会	預金保険機構
中間貯蔵・環境安全事業(株)	成田国際空港(株)	東日本高速道路(株)	中日本高速道路(株)
西日本高速道路(株)	本州四国連絡高速道路(株)	日本司法支援センター	全国健康保険協会
(株)日本政策投資銀行	輸出入・港湾関連情報処理センター(株)	(株)産業革新投資機構	日本年金機構
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	農水産業協同組合貯金保険機構	新関西国際空港(株)	(株)農林漁業成長産業化支援機構
(株)民間資金等活用事業推進機構	(株)海外需要開拓支援機構	(株)海外交通・都市開発事業支援機構	横浜川崎国際港湾(株)
外国人技能実習機構	(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構	(株)日本貿易保険	(株)脱炭素化支援機構
金融経済教育推進機構	脱炭素成長型経済構造移行推進機構	国立健康危機管理研究機構	以上のほか、清算中のものなどが7団体

(出所：会計検査院HP⁴を加工)

<選択的検査対象（院法第23条）>

2026年1月時点での選択的検査対象は、会計検査院のHP²では、次のとおりである。

選択的検査対象	具体的対象先
国の所有又は保管する有価証券、国の保管する現金及び物品	—
国以外のものが国のために取り扱う現金・物品・有価証券の受払	—
国が直接又は間接に補助金などを交付し又は貸付金などの財政援助を与えているものの会計	継続指定団体として、都道府県47団体、国家公務員共済組合連合会ほか12団体（合計60団体） 年度限定指定団体として、市区町村1,401団体、農業協同組合等各種法人1,909団体、その他1,506団体（合計4,816団体：令和7年次実績）
国が資本金の一部（2分の1未満）を出資しているものの会計	継続指定法人として、中部国際空港(株)、NTT(株)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)、日本アルコール産業(株)、日本たばこ産業(株)、阪神国際港湾(株)、日本郵政(株)（合計8法人）
国が資本金を出資したものが更に 出資しているものの会計	継続指定法人として、北海道旅客鉄道(株)、四国旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、東京湾横断道路(株)、NTT東日本(株)、NTT西日本(株)、日本郵便(株)、(株)ゆうちょ銀行、(株)かんば生命保険、(株)整理回収機構、(株)地域経済活性化支援機構、(株)東日本大震災事業者再生支援機構、関西国際空港土地保有(株)、東京電力ホールディングス(株)（合計14法人）
国が借入金の元金や利子の支払を保証しているものの会計	（一財）民間都市開発推進機構、（独）農業者年金基金、地方公共団体金融機構（合計3法人）
国又は国の2分の1以上出資法人の 工事その他の役務の請負人若しくは 業務等の受託者又は物品の納入 者のその契約に関する会計	63法人等（令和7年次実績）

4 <https://www.jbaudit.go.jp/jbaudit/target/02.html>

③ 監督及び是正措置の権限

会計検査院は、検査を通じて、国の会計経理を監督し、是正措置を図る権限を有している。これにより、不適切な会計経理などを発見した場合には、国を含む会計検査対象先に対して、意見表示や改善処置要求を行うことができる。

院法

第20条

2 会計検査院は、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る。

なお、基本方針の主な内容は、次の①から⑥のとおりである。

① 重点的な検査分野について

社会経済動向等を踏まえ、次の施策分野に重点を置くこととしている。

社会保障	防衛	公共事業
教育及び科学技術	農林水産業	環境及びエネルギー
経済協力	中小企業	デジタル

3. 会計検査の内容

(1) 会計検査の基本方針

会計検査院では、毎年9月に毎年度の会計検査（検査実施期間は10月から翌年9月まで）の基本方針⁵を策定し、会計検査院の使命、社会経済の動向等と会計検査院を巡る状況、重点検査領域、検査の観点などを公表している。令和6年次から令和8年次までの検査の基本方針が公表されており、社会経済の動向等と会計検査院を巡る状況の記載は年度により大きく異なる点から、検査部局単位で策定される検査計画がその時々社会情勢等に応じた形で立案されていると推察される。

② 多角的な観点からの検査について

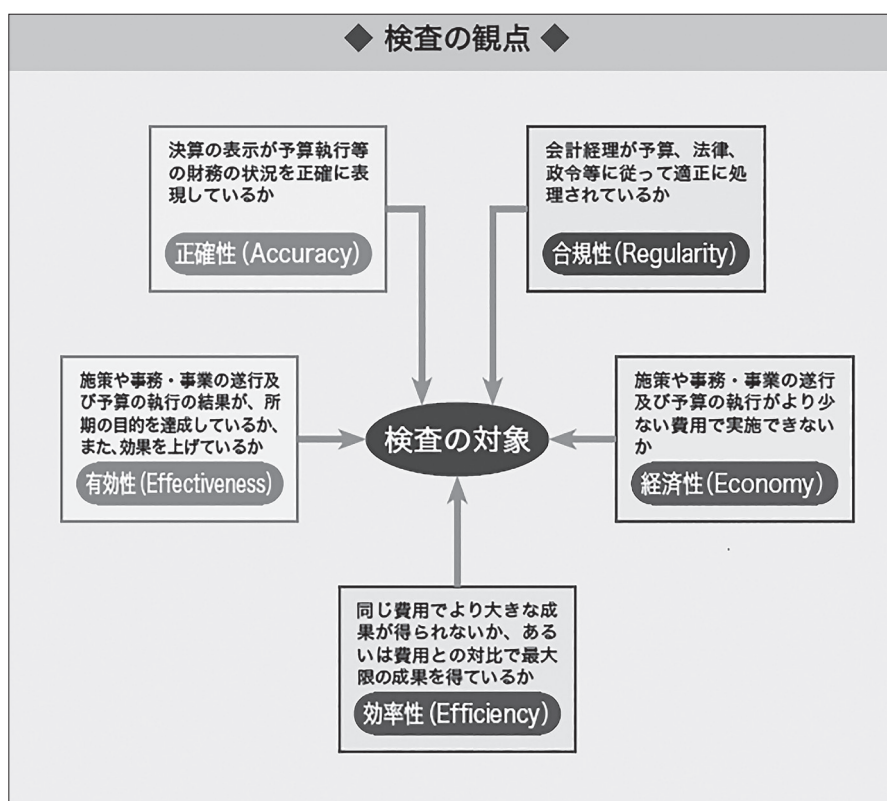
不当不正な事態への検査に加え、事務・事業の業績への検査、必要な場合には制度そのものの可否を視野に入れた検査を実施することとしている。その際には図表3の5つの観点を掲げており、院法第20条第3項に明示されている。

院法

第20条

3 会計検査院は、正確性、合规性、経済性、効率性及び有効性の観点その他会計検査上必要な観点から検査を行うものとする。

(図表3) 会計検査の観点



(出所：会計検査院HP⁶)

⁵ <https://www.jbaudit.go.jp/effort/operation/policy.html>

⁶ <https://www.jbaudit.go.jp/effort/operation/viewpoint.html>

これらのうち正確性及び合規性の観点からは、一部の府省等において不正不当な事態が散見されるため基本的な会計経理を重点的に検査し、加えて入札・契約の競争性及び透明性にも十分留意するとしている。

経済性、効率性及び有効性の観点（3Eの観点⁷）からは、近年の厳しい財政状況を鑑み重視していく方針に加え、特に有効性の観点からは、施策や事務・事業及び予算執行の効果について積極的に取り上げ、問題がある場合には原因の究明を徹底して行い、制度自体の要否も含めて改善の方策について検討するとしている。また、政策評価や3Eなどの実現に向けた政府の各種取組み、国等が保有している資産、補助金等によって造成された基金等の状況等についても留意するとしている。

さらに、行財政の透明性、説明責任の向上や事業運営の改善などのために、国や独立行政法人等の決算等の分析を行うなどにより検査の充実を図ることとし、企業会計の慣行を参考として作成される特別会計財務書類等の公会計に関する情報の活用にも留意するとしている。

これらから、会計検査院の検査の観点には、上述の5つの観点に加えて、国等の決算情報等の利活用の観点も含まれていることが分かる。

③ 内部統制の状況に対応した取組みについて

検査対象機関の内部監査や内部牽制の状況が会計経理の適正性の確保等へ与える影響に鑑み、これらの実効性に十分留意し、必要に応じて内部統制の改善を求めるなど適切な取組みを行うこととしている。

④ 検査のフォローアップについて

検査結果が、以降の予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され実効性のあるものとなるよう、是正改善等の状況を継続的にフォローアップし、不適切な事態の指摘に際しては、発生原因や改善策等を明記し、直接の検査対象機関以外にも広く会計経理の適正性の確保等に資するようにするなど、予防効果も意識されている。

⑤ 国会との連携について

国会法第105条に基づく検査の際には、検査要請の趣旨を十分に踏まえ、必要な調査内容を盛り込むなどの確かな検査に努めるとしている。また、国会の決算審査充実に資するために、検査結果を適時に報告するなど国会及

び内閣に対する随時の報告を積極的に行うように努めるともしている。

国会法

第105条 各議院又は各議院の委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。

⑥ 検査能力の向上及び業務の効率化について

社会経済の複雑化や行政のデジタル化推進の取組み等に対応し、新しい検査手法の開発を行うなど不断の見直しを行い、検査能力の向上や業務の効率化を図り、検査を充実させていくとしている。

そのために、会計検査をめぐる国際的な動向を含めた調査研究、専門分野の検査に対応できる人材の育成、民間の専門家等の活用、統計手法を取り入れたデータ分析、大量のデータの効率的な処理・分析等、リモート検査のためのデジタル技術の一層の活用等により、検査対象機関の施策や事務・事業の全般について検査の一層の充実を図るとしている。

(2) 検査計画

基本方針に基づき、検査部局単位で検査計画を策定し、検査対象機関および施策、事務・事業に係る予算等の規模や内容、内部統制の状況、過去の検査の状況や結果等を勘案したうえで、検査上の重点項目を設定している。なお、検査計画は公表されていない。

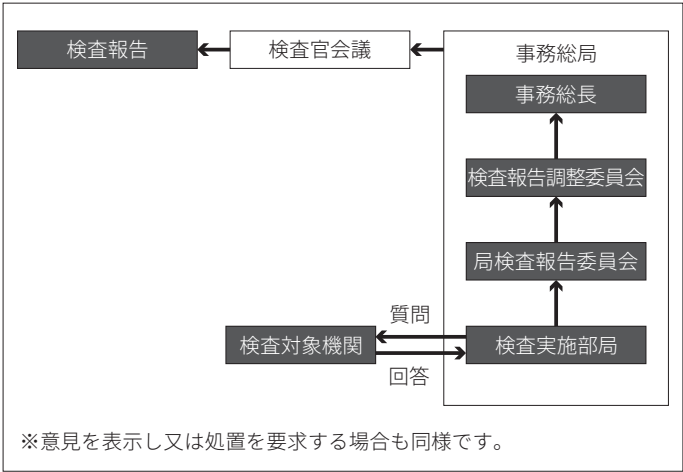
(3) 検査結果の審議

各検査課の検査対象機関に対する検査の結果、不適切または不合理と思われる状況があった場合には、各検査課において検査報告事項案を作成し、まず会計検査院内の担当局に設けられている「局検査報告委員会」で審議する。当委員会で審議可決された検査報告事項案は、次に事務総長官房に設けられている「検査報告調整委員会」で審議され、可決されたものが事務総長に提出され、検査報告への掲載が必要と判断したものについて検査官会議に提出される。

検査官会議では、3回の「読会」と呼ばれる審議を経て、検査報告に掲載される事項が決定される。

⁷ 3E（Economy（経済性）、Efficiency（効率性）、Effectiveness（有効性））

(図表4) 会計検査結果の審議過程



(出所：会計検査院HP⁸)

4. 会計検査結果と公表

(1) 公表される検査結果

① 検査報告

会計検査院では、内閣より毎年9月に歳入歳出決算の送付を受け、憲法第90条の規定により決算の検査を実施し、その結果を院法第29条に基づき検査報告⁹として作成し、毎年11月に内閣に送付している。

検査報告には、歳入歳出決算に関する事項、不当事項、意見表示又は処置要求事項、会計事務職員に対する検定等について記載されている。加えて、国有財産、物品等国の財産等に関する検査事項や政府関係機関等の会計に関する事項についても記載されている。

検査報告の構成を理解するために、以下に令和6年度決算検査報告の目次構成を示す。

第3章第1節ではすべての省庁の検査結果が掲載されており、同第2節では(図表2)の団体のうち、当該年度に検査対象となった団体の検査結果が掲載されている。

(図表5) 令和6年度決算検査報告の目次構成

第1章	検査の概要
第1節	検査活動の概況
第2節	検査結果の概要
第2章	決算の確認
第1節	国の決算の確認
第2節	国税収納金整理資金受払計算書の検査完了
第3節	政府関係機関の決算の検査完了
第4節	国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照
第5節	国会の承諾を受ける手続を採っていない予備費の支出

第3章 個別の検査結果

第1節	省庁別の検査結果
第2節	団体別の検査結果
第3節	不当事項に係る是正措置の検査の結果
第4章	国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等
第1節	国会及び内閣に対する報告
第2節	国会からの検査要請事項に関する報告
第3節	特定検査対象に関する検査状況
第4節	特別会計財務書類の検査
第5章	会計事務職員に対する検定
第1節	国の現金出納職員に対する検定
第2節	国の物品管理職員に対する検定
第3節	国の予算執行職員に対する検定
第6章	歳入歳出決算のその他検査対象の概要
第1節	検査対象別の概要
第2節	国の財政等の状況

② 国会及び内閣に対する報告(随時報告)¹⁰

会計検査院では、意見表示し又は処置要求事項その他特に必要と認める事項について、国会の審議において参考にしてもらいたい問題が発見された場合に、毎年度の決算検査報告の作成を待たず、随時、その検査の結果を国会及び内閣に報告している。なお、この一部は、①の決算の検査報告にも掲載されている。

院法
第30条の2 会計検査院は、第34条又は第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、随時、国会及び内閣に報告することができる。

例えば、2024年度(令和6年度)から2026年度(令和8年度)の随時報告は次である。

⁸ <https://www.jbaudit.go.jp/effort/analysis/discussion.html>

⁹ 令和6年度決算検査報告は、<https://report.jbaudit.go.jp/org/r06/2024-r06-mokuji.htm> を参照。

¹⁰ <https://www.jbaudit.go.jp/report/zuiji/index.html>

(図表6) 国会及び内閣に対する報告の例

年度	報告年月日	随時報告事項
2024年度	2024年5月15日	マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況について
	2024年12月18日	中小企業者等に対する新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等及び新型コロナ関連保証に係る保証債務等の状況について
2025年度	2025年1月15日	租税特別措置（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度）における教育訓練費に係る上乗せ税額控除の適用状況、検証状況等について
	2025年6月27日	国内開発された固定翼哨戒機（P-1）の運用等の状況について
	2025年9月12日	各府省庁等の情報システムに係る情報セキュリティ対策等の状況について
	2025年9月26日	国際機関等に対する拠出等の状況について
2026年度	2026年6月12日	地方財政計画の事後検証等の状況について

③ 国会からの検査要請事項に関する報告¹¹

国会は、会計検査院に対し、特定の事項について検査を行い、その結果を報告するよう求めることができ（国会法第105条）、検査の結果は都度公表され、この一部は、決算検査報告にも掲載されている。

なお、国会による検査要請があった場合でも、会計検査院には受託義務はなく、検査実施や検査結果報告は会計検査院の意思で実施することができる（院法第30条の3）。

院法

第30条の3 会計検査院は、各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会から国会法（昭和22年法律第79号）第105条（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による要請があつたときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその検査の結果を報告することができる。

例えば、2024年度（令和6年度）から2026年度（令和8年度）の間の報告は次である。

(図表7) 国会からの検査要請事項に関する報告の例

報告年度	要請年月日/要請元	報告年月日	報告事項
2024年度	該当なし		
2025年度	2024年6月10日 参議院（決算委員会）	2025年12月24日	国庫補助金等により独立行政法人、基金法人及び都道府県に設置造成された基金の状況に関する会計検査の結果について
	2023年6月12日 参議院（決算委員会）	2025年5月16日	官民ファンドにおける業務運営の状況に関する会計検査の結果について
	2023年6月12日 参議院（決算委員会）	2025年1月29日	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた旅行需要等の喚起を図るために実施された振興策に関する会計検査の結果について
2026年度	2024年6月10日 参議院（決算委員会）	2026年5月15日	マイナポイント事業に関する会計検査の結果について
	2024年6月10日 参議院（決算委員会）	2026年1月16日	有償援助（FMS）による防衛装備品等の調達に関する会計検査の結果について

なお、2015年度以降の報告は、追加的な報告も含めて28件であり、要請元は参議院（決算委員会）が27件、参議院（予算委員会）が1件である。

④ 特定検査対象に対する検査状況（特定検査状況）

検査業務のうち、検査報告に掲載する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況である。随時に

は報告されず、決算検査報告内において掲載される。

例えば、令和6年度決算検査報告に掲載された特定検査状況は、次の5点である。

一般予備費の使用等の状況について

市町村等が森林環境譲与税を財源として実施した森林整備等の事業の実施状況等について

¹¹ <https://www.jbaudit.go.jp/report/demand/index.html>

多額の課税売上げを有する法人に係る消費税の簡易課税制度の適用について
独立行政法人の関係会社に係る財務等の状況について
日本放送協会における関連団体との取引及び関連団体の利益剰余金等の状況について

⑤ 特別会計財務書類の検査

特別会計に関する法律第19条第2項に基づき、全ての特別会計の特別会計財務書類について、正確性、合規性等の観点から、特別会計に関する法律、同施行令、特別会計の情報開示に関する省令、同省令第1条の規定に基づき定められた特別会計財務書類の作成基準等に従って適切なものとなっているかなどに着眼して検査をしている。検査結果の概要は、決算検査報告内に掲載されている（(図表5) 参照）。

(2) 決算検査報告に掲載される検査結果の種類

決算検査報告における検査結果は、次のとおりである。

① 不当事項

検査の結果、法令や予算に違反し、または、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から妥当ではないと認めた事項である。不当事項は、院法第29条に基づく検査報告の必須の記載事項である。

院法

第29条 日本国憲法第90条により作成する検査報告には、左の事項を掲記しなければならない。

三 検査の結果法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項の有無

② 意見を表示し又は処置を要求した事項（意見表示/処置要求事項）

関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項及びその結果であり、院法に基づく検査報告の必須の記載事項である。

院法第34条に基づく意見表示/処置要求は、処置要求後に是正改善の処置をさせる強制力がある一方、同36条に基づく場合は、是正改善の処置を要求することができることに留まり、強制力がない点が異なる。

院法（下線は筆者）

第29条 日本国憲法第90条により作成する検査報告には、左の事項を掲記しなければならない。

七 第34条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項及びその結果

八 第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項及びその結果

第34条 会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理については是正改善の処置をさせることができる。

第36条 会計検査院は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができる。

③ 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項（処置済み事項）

会計検査院の検査の過程において指摘したところ、会計検査院が意見の表示や処置の要求などをする前に、指摘を受けた当局側において自発的に改善を講じた事項であり、院法施行規則第15条に基づく任意の記載事項である。

院法施行規則

第15条 会計検査院は、法第29条の規定により掲記するものの外、法第33条の規定により検察庁に通告した事項、法第35条の規定により審査の要求に対し是正を要する旨の判定をした事項その他必要と認める事項を、検査報告に掲載することができる。

④ 特に掲記を要すると認めた事項（特記事項）

検査の結果、特に検査報告に掲載して問題を提起することが必要と認めた事項であり、処置済み事項と同様に、院法施行規則第15条に基づく任意の記載事項である。

なお、直近の特記事項は、2016年度（平成28年度）の国土交通省の河川改修事業に対するもの「河川整備計画等により堤防等を整備することとしている区間において、一部未整備の箇所又は改築が必要な橋りょうが残存していて、整備済みの堤防等の整備効果を十分に発現させる方策を講ずる必要がある事態について」¹²である。

⑤ 意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

院法第29条に基づく、検査報告の必須の記載事項である。院法第34条又は第36条により意見表示/処置要求された事項に対して、検査対象機関が採った処置であり、検査報告に掲載される。意見表示/処置要求した事項が改善されるまで検査報告に記載され、特に院法第36条に基づく意見表示/処置要求に強制力のないことを補完している。

なお、当結果については、会計検査院が求めた是正改善の処置内容と検査対象機関が講じた処置が掲載されるが、当該処置の結果に対する会計検査院の評価（処置内容が十分であるか否か等）は掲載されない。

¹² <https://report.jbaudit.go.jp/org/pdf/H28kensahoukoku.pdf>（平成28年度決算検査報告666ページ参照）

(3) 検査報告データベース

会計検査の結果は、会計検査院のHPにおいて公表されており、検査報告、随時報告、検査要請のカテゴリ

で、年度やキーワード、対象機関といった項目により、昭和22年度以降分の検索が可能です。

(図表8) 会計検査院検査報告のデータベース

会計検査院検査報告データベース

トップ

年度選択

全文検索

随時報告

検査要請

年度選択へ

指定された年度の目次により、本文を閲覧できます

全文検索へ

入力されたキーワードにより、本文を検索できます

このデータベースは、原則として検査報告のとおり掲載していますが、表記方法等を一部変更している場合があります。

検査報告データベースをご利用いただきありがとうございます。
当データベースでは昭和22年度から令和6年度までの検査報告が検索できます。

(出所：会計検査院HP¹³⁾)

5. 会計検査基準（試案）

会計検査院では、2012年10月に、会計検査の基本姿勢と検査方法などの大綱を明らかにする目的で、会計検査基準（試案）¹⁴（以下「(試案)」という）を取りまとめ、2017年8月には更なる理解に資するために、会計検査基準（試案）関係法令¹⁵を取りまとめている。なお、会計検査基準（試案）関係法令は、毎年更新されている。

（試案）は、憲法、院法、財政法、会計法等の法令や、会計検査院の内規、過去の検査実務で培われた検査手法等を基本的事項として、欧米各国の基準や国際的な基準も参考にしつつ、我が国の会計検査制度に立脚して策定されている。

また、会計検査基準（試案）関係法令では、以下の法令が関連条文とともに列挙されており、会計検査院及びその検査に関わる法令の理解ができる。

日本国憲法	財政法	会計法
会計検査院法	国会法	国家公務員法
国有財産法	政府契約の支払遅延防止等に関する法律	放送法
予算執行職員等の責任に関する法律	沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律	国税収納金整理資金に関する法律
行政機関の保有する情報の公開に関する法律	国家公務員倫理法	独立行政法人国際協力機構法
個人情報の保護に関する法律	特別会計に関する法律	株式会社日本政策金融公庫法
公文書等の管理に関する法律	株式会社国際協力銀行法	職員の服務の宣誓に関する政令
会計検査院法施行規則	会計検査院審査規則	

13 <https://report.jbaudit.go.jp/index.html>

14 https://www.jbaudit.go.jp/effort/pdf/kensakijun_h241030.pdf

15 https://www.jbaudit.go.jp/effort/pdf/2026_kankeihourei.pdf

6. 終わりに

会計検査院の実施する検査の結果は、不当事項等の指摘（報告）を通じてなされ、指摘された機関はその改善などの対応にあたる。一方、国の活動は非常に広範に及び、全ての予算執行に対して検査を網羅的に実施することは不可能であり、あくまでも検査した範囲での報告になる。

会計検査院の検査結果を、直接の指摘対象事業等以外に指摘内容と同様の問題がないかを網羅的に活かすこと、すなわち、国などの検査対象機関が、自主的に類似のケースの有無を検討し改善していくことは大変重要である。

この点、会計検査院の検査結果と同様の事態の再発防止も目的として、各府省庁には内部監査の仕組みがある

が、現状は会計課等が会計事務についての合規性を中心に実施していると思われる。会計検査院の検査結果を活かすために、この内部監査機能を強化・拡充し、会計検査院と各府省庁の内部監査との定期的な連携を図ることが考えられる。また、検査報告には、様々な制度自体の瑕疵や管理手法の効率化などの示唆を与える指摘事項も多い。

公認会計士の行う会計監査において監査役等や内部監査とのコミュニケーションが重視されていることと同様に、国で見た場合にも会計検査院と各府省庁の内部監査の連携を強化・拡充することは、双方にとって想定外に大きなメリットを産む可能性があるのではないかと

以 上

会計基準等開発動向

2026年7月7日時点

【企業会計基準委員会 ASBJ】

■確定公表済

項目	内容	ステータス
法人税等に関する会計基準	2025年3月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下「法人税等会計基準」という）において、法人税等会計基準の適用対象となる税金についての原則的な定めを置くとともに、関連する実務上の取扱いに関する指針の見直しを行うことについて、検討が行われていた。	2026年7月7日付で、改正企業会計基準第27号「法人税等に関する会計基準」等が公表された。

■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
金融商品に関する会計基準	日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損並びに金融商品の分類及び測定についての会計基準の開発に向けて、検討が行われている。	予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損について、2025年10月29日付で、企業会計基準公開草案第89号「金融商品に関する会計基準（案）」等が公表され、2026年2月6日まで意見募集が行われていた。 現在、公開草案に寄せられたコメントへの対応が検討されている。 金融商品の分類及び測定（減損プロジェクトの範囲に含めた領域を除く）について、2026年2月より見直しに着手されている。 フェーズ1として予想信用損失モデルの適用範囲と関連する領域について優先して検討を行い、その他の領域（株式を含む）についてはフェーズ1の検討が一巡した後にフェーズ2として検討を開始することが予定されている。

■専門委員会で審議中

項目	内容	ステータス
金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて検討が行われている。	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについては、2022年3月15日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」が公表された。 2022年6月8日にコメントが締め切られ、現在、論点整理に寄せられたコメントへの対応が検討されている。 このうち、暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産の会計上の取扱いについて、2022年11月7日の第490回企業会計基準委員会において審議が行われ、ASBJにおける議論の内容を周知するために、議事概要別紙（https://www.asb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/4/20221107_490g_02.pdf）が公表された。

項目	内容	ステータス
子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係	JICPAから公表されている会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（2024年7月1日に移管指針第4号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」としてASBJに移管）に定められる連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理について、子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係を踏まえ、検討が行われている。	2017年10月より検討が開始されている。
継続企業に関する会計基準	JICPAが公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて、継続企業に関する会計基準の開発が行われている。	2025年2月より検討が開始されている。
繰延資産に係る会計上の取扱い	2024年7月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、繰延資産に係る会計上の取扱いについて、今後、検討する予定とされている。	今後、他のプロジェクトの状況やリソースの状況を踏まえて、検討を開始する予定とされている。
排出量取引制度に係る会計上の取扱い	2025年7月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」に基づく法的義務を伴う排出量取引制度の対象事業者を対象とした会計処理及び開示に関して、検討が行われている。あわせて、実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」との関係を整理する予定とされている。	2025年12月より検討が開始されている。
後発事象に関する会計基準	JICPAが公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて、後発事象に関する会計基準の開発が行われている。	第1段階として、監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を踏襲し移管することとされ、2026年1月9日付で、企業会計基準第41号「後発事象に関する会計基準」等が公表された。 当該会計基準等では、計算書類等の確認日後、財務諸表の公表の承認日までに生じた修正後発事象を開示後発事象に準じて取り扱う特例的な取扱いが踏襲されており、この特例的な取扱いの抜本的な見直しを行うか否かの検討時期については、有価証券報告書と事業報告等の一体開示の検討の状況等を踏まえて今後判断することとされている。
資金決済法等の改正に伴う電子決済手段に係る会計上の取扱い	資金決済に関する法律の改正及び電子決済手段等取引業者に関する内閣府令等の改正に伴い、実務対応報告第45号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」の改正に関する検討が行われている。	2026年6月より検討が開始されている。

■基準諮問会議でテーマアップの要否を審議中

項目	内容	ステータス
のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更	(1) のれんの非償却を導入 (2) のれん償却費の計上区分変更	第54回基準諮問会議（2025年7月11日開催）において経済同友会等より会計基準レベルの新規テーマとして提案された。 審議の結果、まず主にスタートアップ関係者に対する意見聴取を行いつつ可能な限り聴取対象の範囲を拡大した上で、企業会計基準として改善が見込まれるかどうかの観点から意見聴取をASBJに依頼することとされた。 第55回基準諮問会議（2025年11月17日開催）においては、ASBJにおいて公聴会の形式で行われた意見聴取について報告がなされ、可能な限り追加的な意見聴取をASBJに依頼して進めていくとともに、事務局においてのれんを非償却とすることに伴う関連の改正から生じるコストなど幅広い影響も含めて会計基準としての改善に繋がるかどうかの評価を進めるとされた。 第56回基準諮問会議（2026年3月13日開催）においては、これまでに行われた意見聴取及び情報収集について報告が行われ、基準諮問会議事務局による分析について審議が行われた。また今後の進め方として、これまでに収集した情報の整理をウェブサイト公表し、基準諮問会議においてテーマ提案に関する判断を行うための材料として上乗せすべきものがないかどうかについて情報要請を行うこととされた。さらに、これまでに収集した情報の整理に対して強い意見を有する利害関係者が存在する場合には、必要に応じて追加的な公聴会の開催をASBJに依頼することとされた。これを受けて、2026年4月1日付で「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する情報要請文書（情報要請）が公表され、2026年6月5日まで意見募集が行われていた。
連結財務諸表における取扱い	(1) 連結子会社における親会社株式の売却損益の会計処理 (2) 連結子会社における追加取得時のその他の包括利益累計額の会計処理	第54回基準諮問会議（2025年7月11日開催）において学識経験者より会計基準レベルの新規テーマとして提案された。 第56回基準諮問会議（2026年3月13日開催）において、次回以降、事務局の分析を提示する予定であるとされた。

■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
該当なし		

■その他の日本基準の開発に関する事項

項目	内容	ステータス
該当なし		

【サステナビリティ基準委員会 SSBJ】

■今後開発が予定されるSSBJ基準

項目	内容	ステータス
「SASBスタンダード」の修正及び「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」の修正	ISSBより、ISSB基準を適用する企業に対して適時の支援を行うための「SASBスタンダード」の向上を目的として、次の公開草案が公表された。 (1)2025年7月3日公表、公開草案『「SASBスタンダード」の修正案』及び公開草案『「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」の修正案』（いずれもコメント期限：2025年11月30日） (2)2026年3月26日公表、公開草案『「SASBスタンダード」及び「IFRS S2号産業別ガイダンス」に対する修正案』（コメント期限：2026年7月24日） ISSBにより確定基準が公表される時期は未定である。 SSBJ基準では、サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」において、「SASBスタンダード」（2025年12月最終改訂）を参照し、考慮することが要求されるガイダンスの情報源として定めている。 このため、SSBJでは、ISSBによって「SASBスタンダード」が修正された場合、参照先の「SASBスタンダード」を最新のものに更新することについて、検討を行うことになるとされている。	ISSBによって「SASBスタンダード」が修正された場合、SSBJにおける対応を検討することが考えられるとされている。

【日本公認会計士協会 JICPA】

会計制度委員会実務指針、監査・保証実務委員会実務指針及び業種別委員会実務指針のうち会計処理の原則及び手続を定めたもの

項目	内容	ステータス
該当なし		

【金融庁】

項目	内容	ステータス
コーポレートガバナンス・コード改訂案	「コーポレートガバナンス・コードの改訂に関する有識者会議」においてコーポレートガバナンス・コードの改訂案が取りまとめられたことを踏まえ、有価証券上場規程の別添「コーポレートガバナンス・コード」を改訂するもの。	2026年4月10日付で左記改訂案が金融庁及び(株)東京証券取引所により公表され、2026年5月15日まで意見募集が行われていた。
金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案	我が国の金融・資本市場の変化に対応しつつ、成長資金供給を拡大するとともに、市場の公正性・透明性及び投資者保護を確保するため、「サステナビリティ情報の開示・保証」（①一定のプライム市場上場企業に対し、サステナビリティ開示基準に基づく情報開示及び第三者保証を義務付け ②保証の提供業者に対し、登録制・業規制を導入）等、各種制度を整備するものである。	2026年4月10日付で左記改正案が第221回国会に提出され、現在審議されている。

【法務省】

項目	内容	ステータス
会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案	2005年に成立した会社法（平成17年法律第86号）については、二度にわたって実質的な見直しがされたが、近年の社会経済情勢の変化等に伴い、検討することが必要な課題が複数指摘されるに至っている。 これを受けて、法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会において「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」が取りまとめられ、意見募集が行われるものである。	2026年4月2日付で左記中間試案が公表され、2026年5月22日まで意見募集が行われていた。 今後、中間試案に対して寄せられた意見を踏まえ、要綱案の取りまとめに向けて、引き続き審議を行う予定とされている。

会計情報

発行日 令和8年7月20日(毎月20日発行)
第600 8月号
発行所 有限責任監査法人トーマツ
テクニカルセンター
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-2 丸の内二重橋ビルディング
冊子の宛先変更・配送停止をご希望の方は以下メールアドレスまでご連絡ください。
JPTOKYOTRC_Mailing@tohmatu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ <http://www.deloitte.com/jp/audit>
トーマツ会計情報 <http://www.deloitte.com/jp/atc>

本誌掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツ グループならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内30都市以上に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited("Deloitte Global")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイトネットワーク")のひとつまたは複数指します。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Globalおよびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Globalはクライアントへのサービス提供を行います。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。
デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Globalのメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters"をパーパス(存在理由)として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本冊子は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、Deloitte Touche Tohmatsu Limited("Deloitte Global")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイトネットワーク")が本冊子をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本冊子における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約(明示・黙示を問いません)をするものではありません。またDeloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本冊子に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001